

「横浜市営交通 100 周年にかかるブランディング業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 横浜市交通局物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第 2 条の規定に基づき、「横浜市営交通 100 周年にかかるブランディング業務委託」についてプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市交通局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市交通局委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるところにより実施する。

(審議事項)

第 2 条 委員会要綱第 2 条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル提出者の決定（公募型は公募条件、指名型は指名業者）
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ 提出要請書の審査
- エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 委託業者の決定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第 3 条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績・会社概要
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 交通局経営管理課経営経理係長

副委員長 交通局総務課長

委員 交通局経営管理課長、交通局資産活用課長、交通局高速鉄道本部営業課長、交通局自動車本部営業課長、交通局電気課長、交通局建設改良課長、

3 委員長は当委員会を総括する。

4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

5 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

6 委員長は、評価結果を交通局一般競争入札参加資格審査委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は当局が通知を発送した日の翌日から起算して、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、当局が書面を受領した日の翌日から起算して、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、当局が通知を発送した日の翌日から起算して、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出

先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、当局が書面を受領した日の翌日から起算して、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。